

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日を昭和36年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を35年10月から36年8月までは7,000円、同年9月及び10月は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年10月1日から36年11月1日まで

私は、A社に昭和34年6月に入社し、36年10月31日に退職するまで継続して勤務していた。証拠書類はないが、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和34年6月1日にA社に入社して以降、36年10月31日まで同社において同じ業務に従事していたとしているところ、社会保険事務所の記録によれば、同社において、34年6月1日に厚生年金保険の資格を取得し、35年10月1日に資格を喪失している。

しかし、直属の上司及び申立期間を含む期間に被保険者記録のある複数の同僚は、申立人は、昭和35年10月1日前後で職務内容に変更が無く、申立期間においても現場監督として当該事業所に継続して勤務していたと証言しているほか、申立人及び複数の同僚から、申立人と同職種の現場監督として名前の挙がった2名は、申立期間前後を通じ厚生年金保険被保険者記録が継続している。

また、申立人が当該事業所を退職後に勤務した事業所が保管している人事関係書類の記録及び申立人が申立事業所を退職した時期に関する供述には具体性があり、不自然さが見られない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立事業所における資格喪失日は昭和36年11月1日であり、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管している申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 35 年 10 月の申立人の標準報酬月額欄に「7」と記載があることから、35 年 10 月から 36 年 8 月までは 7,000 円、同年 9 月及び 10 月は、同職種の同僚の記録から判断すると 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間中に健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬算定基礎届及び資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が処理を誤ったとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 35 年 10 月から 36 年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成8年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については59万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月30日から同年5月1日まで

私は、A組合に勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B企業年金基金及びC健康保険組合の加入記録から申立人が申立期間にA組合に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録では、申立人の資格喪失日は平成8年4月30日となっているが、申立人の当該企業年金基金及び当該健康保険組合の資格喪失日は8年5月1日となっており、当該事業所では申立期間当時、資格喪失届は複写式の届出用紙であり、当該企業年金基金及び当該健康保険組合に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出ているものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、平成8年5月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所に係る平成8年3月の社会保険事務所の記録から、59万円とすることが妥当である。

岩手国民年金 事案 452

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は商店をやっていたがうまくいかず、勤めに出た。勤め先で厚生年金保険を掛けていても国民年金を納めていた。昭和 61 年 4 月に妻が国民年金第 3 号被保険者となり、保険料納付の必要が無くなったために私の保険料も納付を止めた。それまで妻の保険料と一緒に地区の婦人会に納付していた。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月に申立人の妻が国民年金第 3 号被保険者となるまで、国民年金保険料の納付を続けていたと主張しているが、市町村保管の国民年金被保険者名簿によると、57 年 7 月以降申立人の保険料が納付された形跡は無く、58 年 7 月に国民年金被保険者資格を資格喪失した後、申立人は同資格を取得していないことから昭和 59 年度以降申立人に納付書は発行されることは無く、地区の婦人会に保険料を納付することもできなかったと考えられる。

また、申立人自身は保険料納付及び資格喪失の手續に関与しておらず、申立期間の国民年金保険料の納付及び資格喪失の手續は申立人の妻が行ったとしているが、申立人の妻に聴取しても、20 年以上も前のことで覚えていないと述べており、申立内容を裏付ける供述は得られず、申立期間に係る保険料納付及び資格喪失の手續の具体的状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 3 月 1 日から 28 年 3 月 1 日まで
② 昭和 31 年 12 月 2 日から 33 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 22 年 10 月 1 日から 33 年 2 月 1 日まで継続してA社に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無いとされた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は昭和 34 年 4 月 1 日に全喪し、当時の代表取締役及び役員も既に死亡又は所在が不明であることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の加入記録について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、申立人の資格得喪年月日は、昭和 22 年 10 月 1 日資格取得、25 年 2 月 28 日資格喪失、28 年 3 月 2 日資格取得、31 年 12 月 1 日資格喪失と記録されているほか申立人の加入記録は無く、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

さらに、申立期間当時、当該事業所に勤務していたと証言している複数の同僚のうち、申立人と同様の業種であった複数の同僚についても、申立期間における加入記録が見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から同年10月31日まで

私は、A社で妻と一緒に働いていたが、妻は厚生年金保険被保険者となっているのに自分は加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間についても一緒に働いたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人及びその妻は昭和41年5月からA社で勤務していたことは確認できる。

しかし、複数の同僚から、申立人は日雇労働者及びその妻は炊事婦として勤務していたとの証言があり、当該事業所は「当時は日雇労働者を厚生年金保険に加入させていなかった」と回答している上、申立人と一緒に働いていたとする同僚には当該事業所における厚生年金保険の加入記録は無く、「請負だったので年金には入っていなかったと思う」と証言している。

さらに、当該事業所が加入している国民健康保険組合A社担当事務所でも「当時炊事婦は第一種組合員として厚生年金保険に加入させるように事業主に案内していたが、日雇労働者は第二種組合員となるので厚生年金保険の加入条件には当てはまらなかった」と回答している。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票と当該事業所が保管している健康保険厚生年金被保険者資格取得届及び同資格喪失届の記録は一致しており、申立期間について申立人の記録が無い上、被保険者原票の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 1 日から 46 年 5 月 1 日まで

私は、申立期間にA社（現在は、B社）に勤務していたが厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違い無く勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についてB社に照会したが、申立期間当時の資料は無くこれらの事実を確認することができなかった。

また、複数の同僚について、申立事業所において厚生年金保険の被保険者記録が無い期間があることから、申立事業所ではすべての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではないことがうかがえる。

さらに、C健康保険組合に照会したが、申立人の被保険者記録は無いとの回答であった。

加えて、社会保険事務所が保管している申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月から 55 年 10 月 21 日まで

私は、申立期間にA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いとされた。正社員と同じ月給制であったので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認される。

しかし、当該事業所に照会したところ、同事業所は一度破産し、破産前の書類は保存していないとしており、申立内容を確認できる関連資料を得ることができなかった。

また、申立人が記憶している複数の同僚からも申立内容を裏付ける関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人の資格取得日は昭和 55 年 10 月 21 日と記録されており、当該記録は厚生年金保険の資格取得日と一致している。

加えて、社会保険事務所が保管している年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の資格取得日は昭和 55 年 10 月 21 日と記録されている上、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿においても、申立人の資格取得日は同日と記録されており、申立期間において申立人の記録が無く、厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月ごろから 58 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間にA社に勤めていたが、社会保険事務所に確認したところ同社における厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違い無く勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の代表取締役及び複数の同僚の証言により、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人に係る厚生年金保険の適用について、当該事業所の代表取締役に照会したが、当該事業所は既に倒産し申立期間当時の資料は無いとしており、当該事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかつた。

また、申立人が記憶している複数の同僚に照会したが、申立内容を裏付ける証言を得ることはできなかつた。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

加えて、社会保険事務所が保管している申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は申立期間のうち昭和 57 年 9 月 1 日から同年 10 月 5 日までの期間及び同年 11 月 1 日から 58 年 9 月 29 日までの期間、夫の政府管掌健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。